明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七〇）　一
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件
（金融庁・法務・財務四）　三
○義務教育諸学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示
（文部科学一七三）　四
○高等学校教科用図書検定基準の全部を改正する告示（同一七四）　四
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する件（国土交通一一〇四）　三
○土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件（環境七七）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構・独立行政法人環境再生保全機構）、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決関係　六二
地方公共団体
公示送達関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二

省令

○国土交通省令第七十号

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ハ　（略） ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設（以下この条並びに第十六条の二第一項及び第二項において「学校等」という。）の設置者でその学校等に在学する者に対し住宅を貸し付けようとするもの	（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ハ　（略） ニ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設（以下この条及び第十六条の二第一項において「学校等」という。）の設置者でその学校等に在学する者に対し住宅を貸し付けようとするもの